

**第 6 回 上田市公共交通活性化協議会
資料**

**平成 22 年 7 月 28 日
上田市公共交通活性化協議会**

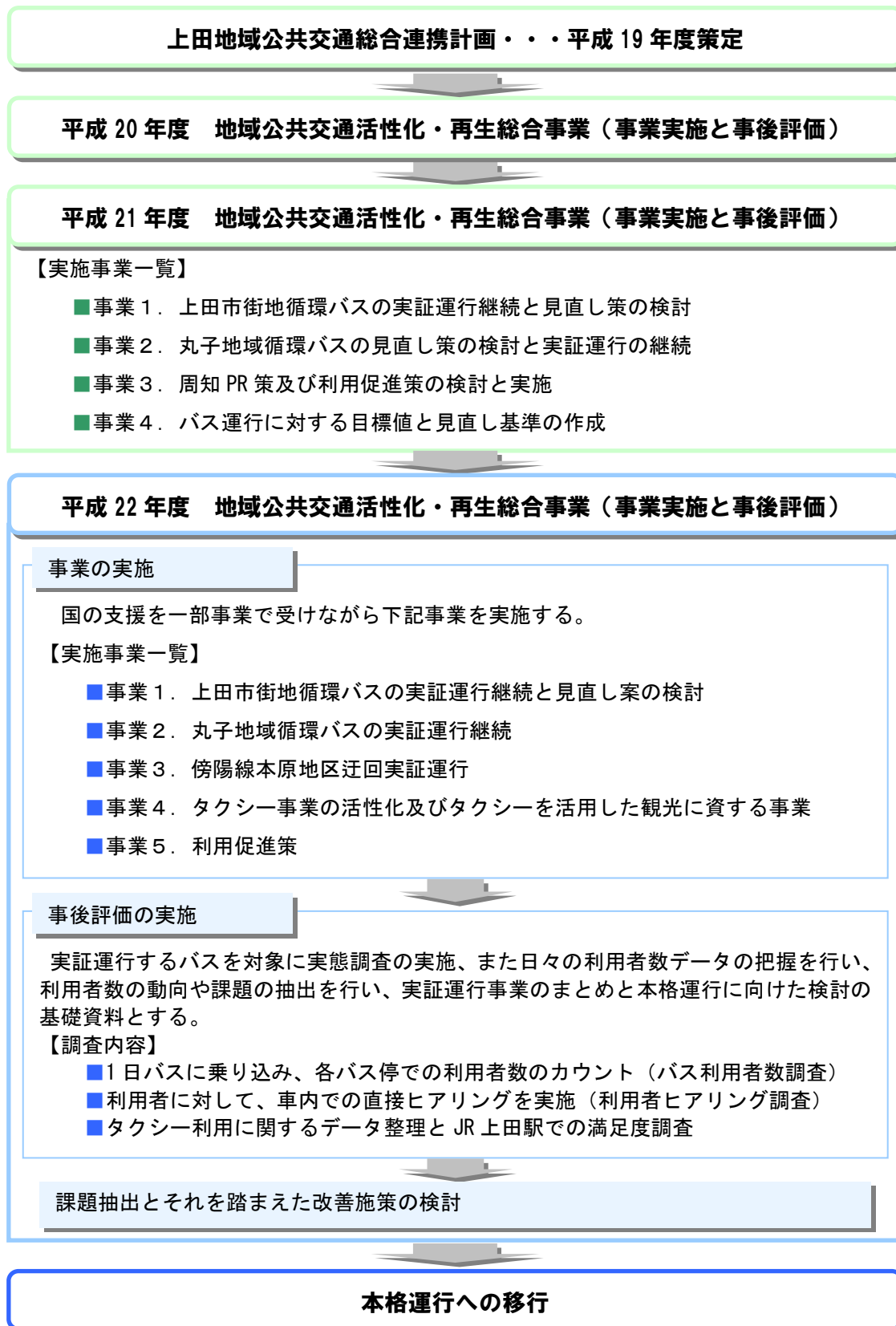
目 次

1. 地域公共交通活性化・再生総合事業の概要.....	1
2. 平成 21 年度事業について.....	2
3. 平成 22 年度事業について.....	3
3-1. 事業 1. 上田市街地循環バスの実証運行継続と見直し案の検討	3
3-2. 事業 2. 丸子地域循環バスの実証運行継続	4
3-3. 事業 3. 傍陽線本原地区迂回実証運行	5
3-4. 事業 4. タクシー事業の活性化及びタクシーを活用した観光に資する事業	8
3-5. 事業 5. 利用促進策	10
4. 事後評価について.....	12
4-1. 事後評価の手順	12
4-2. 事後評価のための調査	13
5. 平成 22 年度 計画事業スケジュール.....	14

1. 地域公共交通活性化・再生総合事業の概要

上田市公共交通活性化協議会では平成19年度に策定された「上田地域公共交通総合連携計画」に基づき、地域公共交通活性化・再生総合事業として平成20年度、21年度と2カ年に渡り計画事業の実施と事後評価を行ってきた。今年度が最後の3年目であるが、当事業の概要と流れを以下に示す。

《事業実施の流れ》



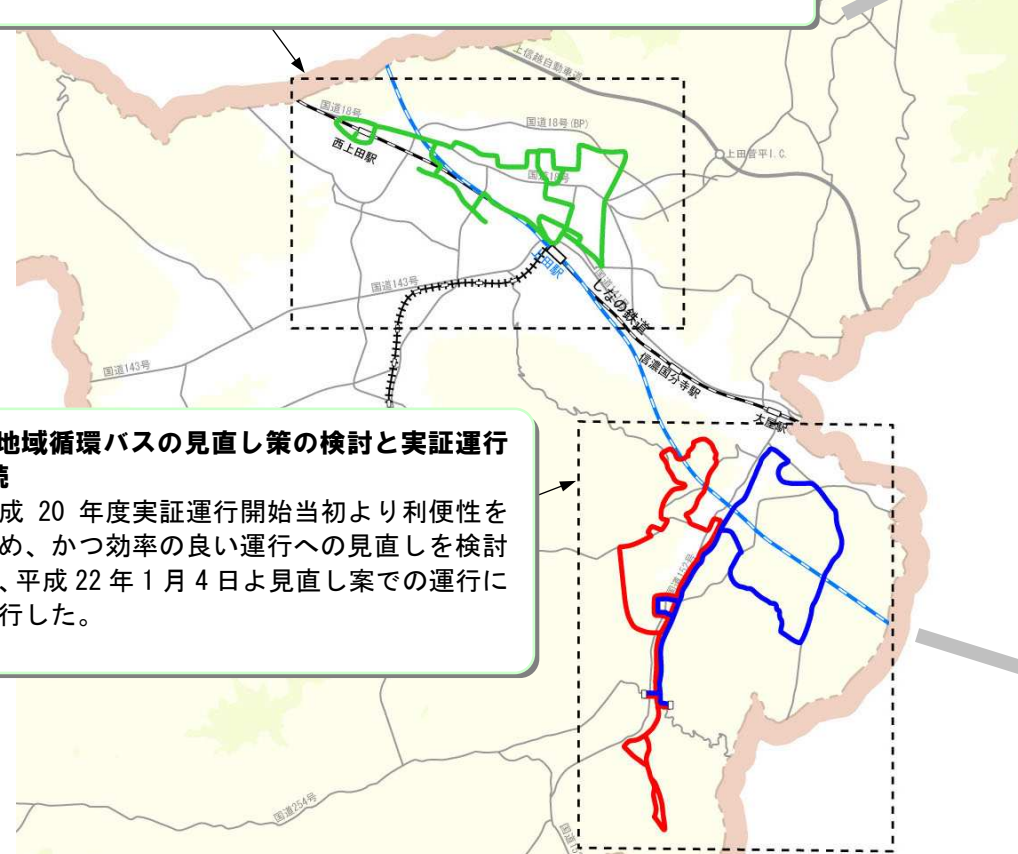
2. 平成 21 年度事業について

本章では平成 21 年度に実施した各事業について概要を述べる。

《実証運行事業の位置と概要》

事業 1. 上田市街地循環バスの実証運行継続と見直し策の検討

- 実証運行の継続とより利便性の向上と効率性の向上を目指した見直し方針を検討した。



事業 2. 丸子地域循環バスの見直し策の検討と実証運行の継続

- 平成 20 年度実証運行開始当初より利便性を高め、かつ効率の良い運行への見直しを検討し、平成 22 年 1 月 4 日見直し案での運行に移行した。

《実証運行事業以外の事業概要》

事業 3. 周知 P R 策及び利用促進策の検討と実施

- ① 上田市街地循環バスにおけるパンフレット素案の検討
- ② 上田市街地循環バス・丸子地域循環バス共通の割引付き回数券の発行（平成 22 年 1 月 4 日発売）

《販売中の回数券》



《販売場所》

- 両循環バス車内
- 千曲バス(株)営業所、上田バス(株)営業所

《内容》

- 2,000 円で一冊
- 2,000 円で 2,200 円分利用可能（割引率 10%）

《利用実態：利用者ヒアリング調査より》

- 周知度：両循環バス利用者の約 70%
- 利用度：両循環バス利用者の約 30%

事業 4. バス運行に対する目標値と見直し基準の作成

- 平成 20 年度に検討した見直し基準素案を基に、21 年度はより具体的に検討した。

事業 1. 上田市街地循環バスの実証運行継続と見直し策の検討

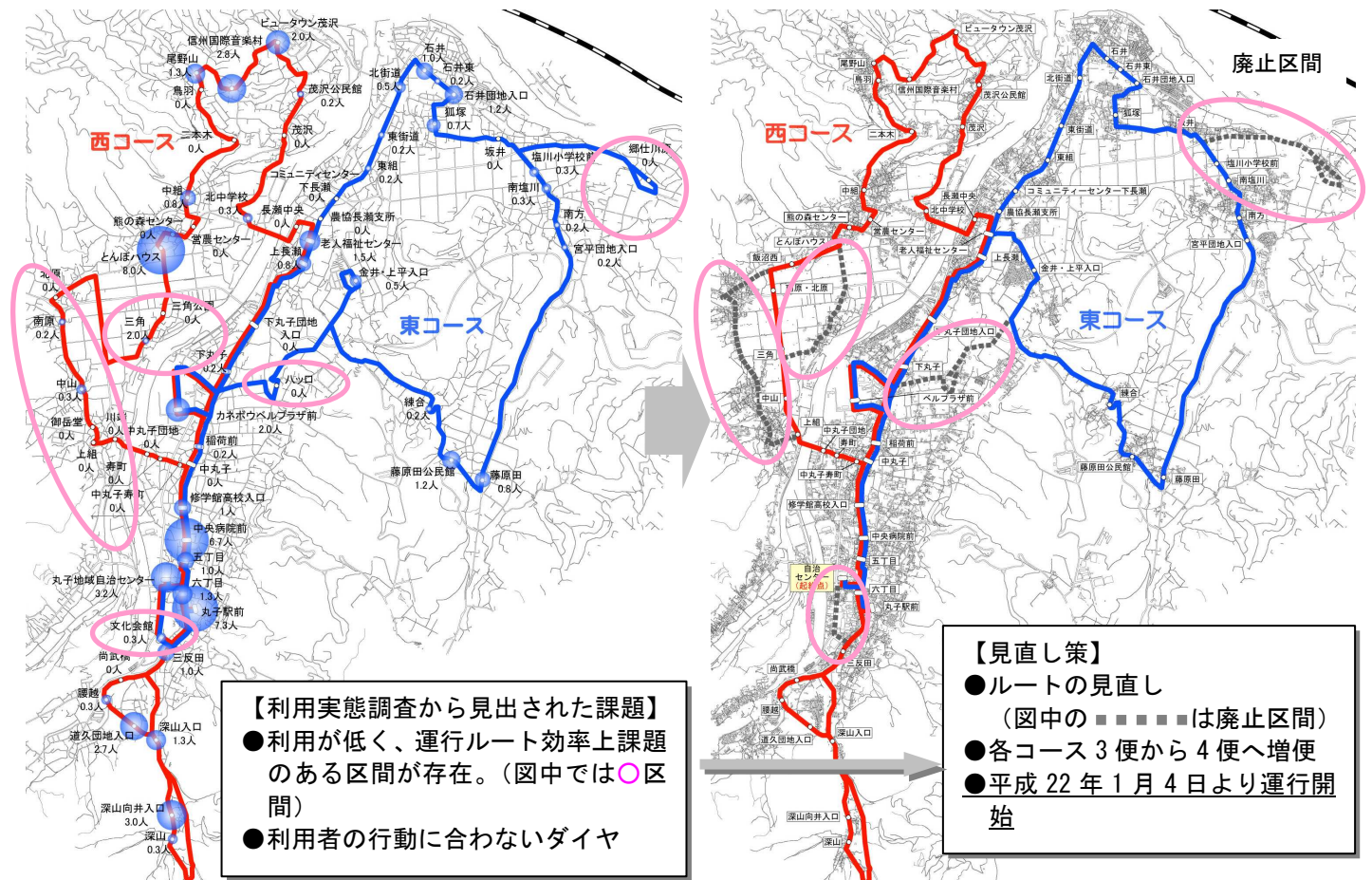
《路線図と利用実態調査結果》



事業 2. 丸子地域循環バスの見直し策の検討と実証運行の継続

《当初から平成 22 年 1 月 4 日までの運行形態》

《平成 22 年 1 月 4 日からの運行形態》



3. 平成 22 年度事業について

3-1. 事業 1. 上田市街地循環バスの実証運行継続と見直し案の検討

《今年度の事業方針》

- 平成 22 年度は現在の運行形態で、実証運行を継続し、利用者数の推移などデータ蓄積に努め、本格運行に向けた見直し案の基礎資料とする。
- JT 上田工場跡地における商業施設の開業時期が平成 23 年度に予定されるため、見直し案での運行開始を当初の今年度開始から来年度に変更する。
- 昨年度、当協議会にて審議を行った見直し方針をベースに、本格運行に向けた具体的な見直し案を策定する。

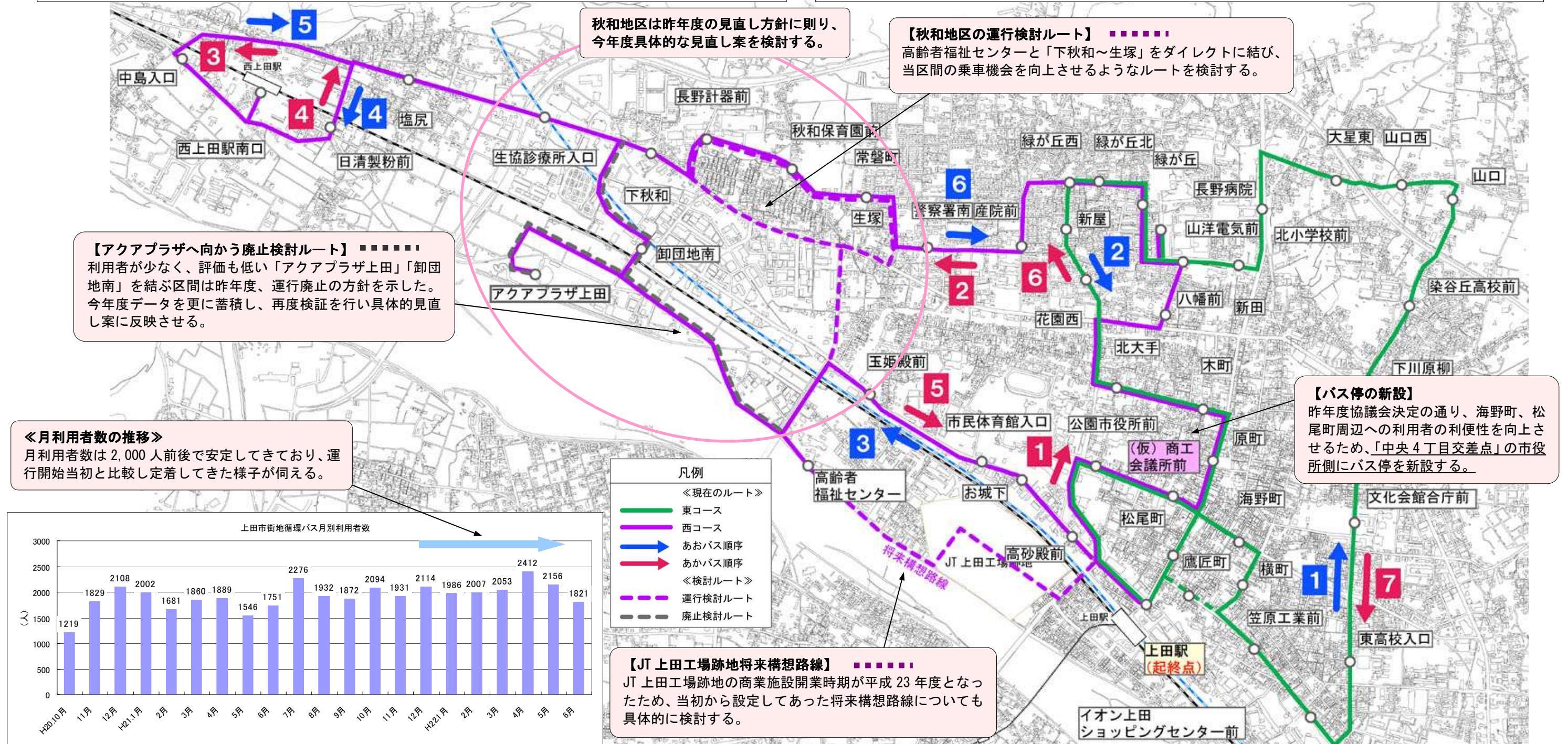
《上田市街地循環バス見直し方針の確認》

《ルートの見直し方針》

- 海野町、松尾町周辺への利用者の利便性を向上させるため、「中央 4 丁目交差点」の市役所側にバス停を新設する。
- 利用が少なく、利用者からも評価の低い「アクアプラザ上田～卸団地南」の運行の是非と併せて、秋和地区の利用機会向上を図ることができないか検討する。
- 詳細なルートは今後の利用実態調査等により利用動向を踏まえ、交通事業者と協議を重ね具体的検討を行う。

《ダイヤの見直し方針》

- 利用者の混乱を生じさせないことに配慮し、現状ダイヤをベースにした利便性の向上に努める。
- 市街地循環バスは「上田駅周辺への買い物・私用や通院」「長野病院」「上田染谷丘高校」への利用が主である。よって、これらへの移動に最も配慮したダイヤ設定とする。
- 詳細なダイヤは今後の利用実態調査等により利用動向を踏まえ、交通事業者と協議を重ね具体的検討を行う。



3-2. 事業2. 丸子地域循環バスの実証運行継続

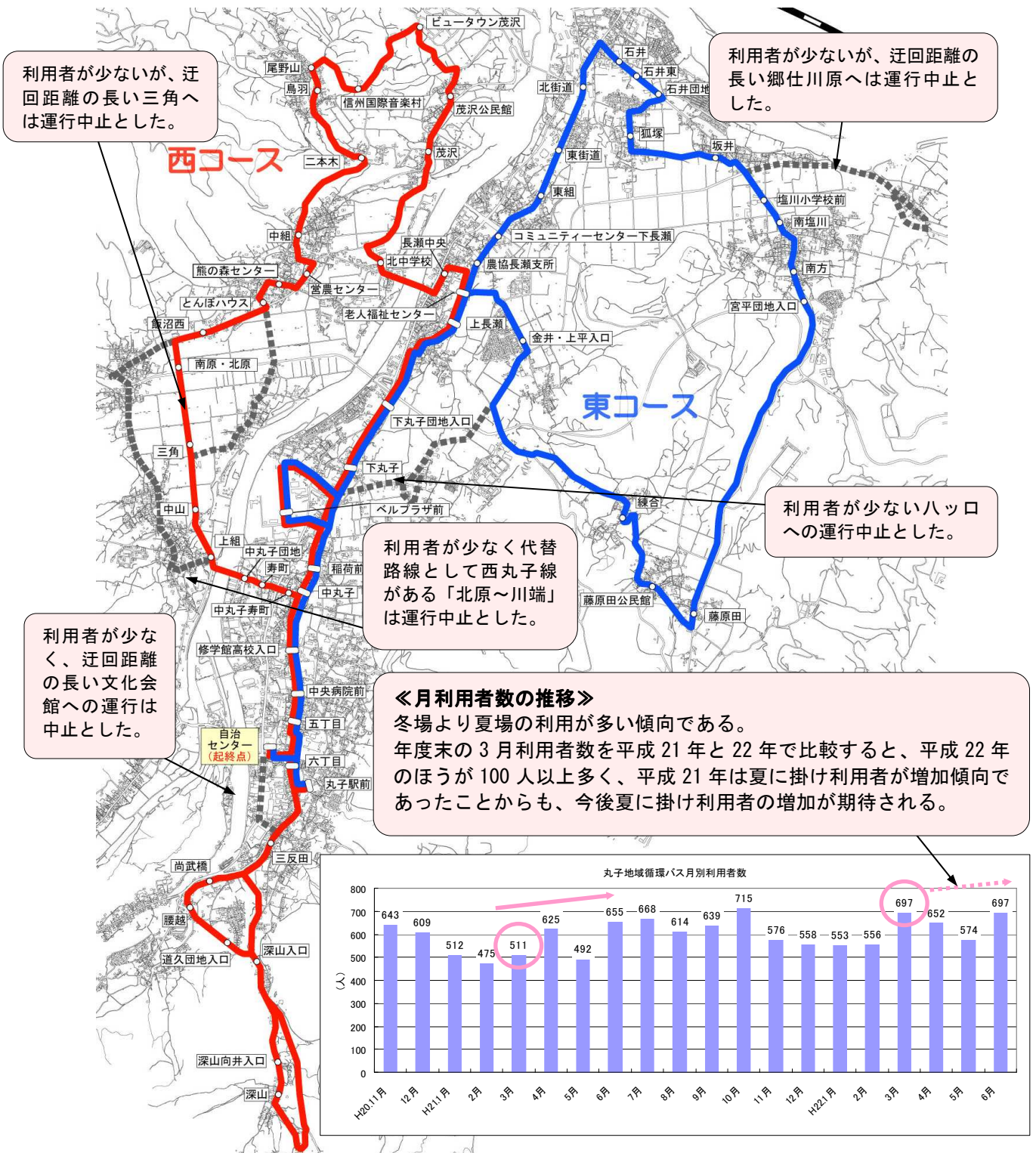
《平成 22 年度の事業方針》

- 当循環バスは平成 22 年 1 月に見直し案での運行を開始した。よって、今年度は運行を継続し、利用動向調査等による利用動向の把握を実施する。

《平成 21 年度の見直し事項》

- 各コース 3 便から 4 便へ 1 便増便した。
- 中心市街地滞在時間を 1 時間半程度とするように配慮した。
- 利用が少ないバス停・区間、他の路線で代替できる区間を見直し、効率的なルートに再編した。

《現在運行しているルート》

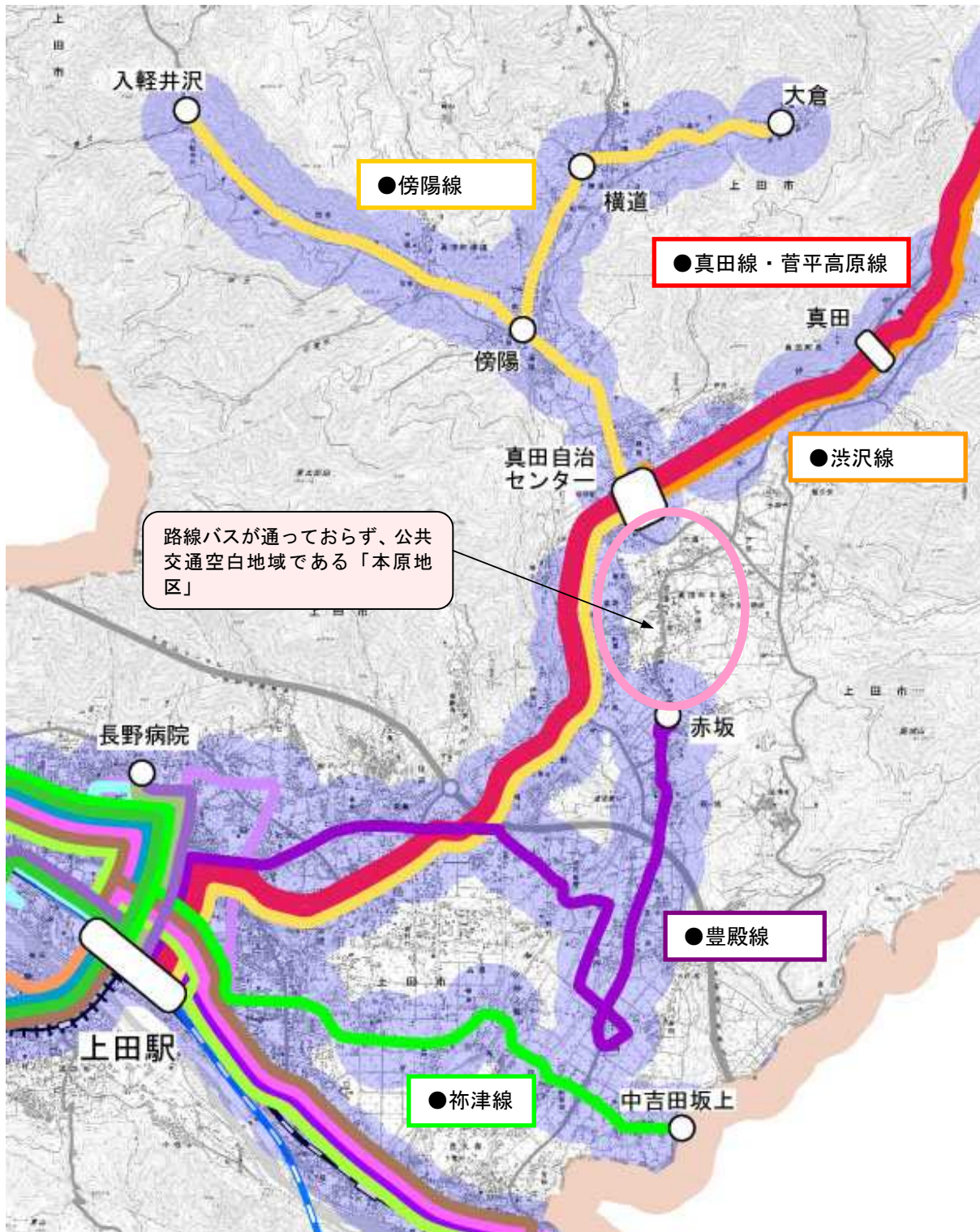


3-3. 事業3. 傍陽線本原地区迂回実証運行

(1) 本原地区の現状

《概要》

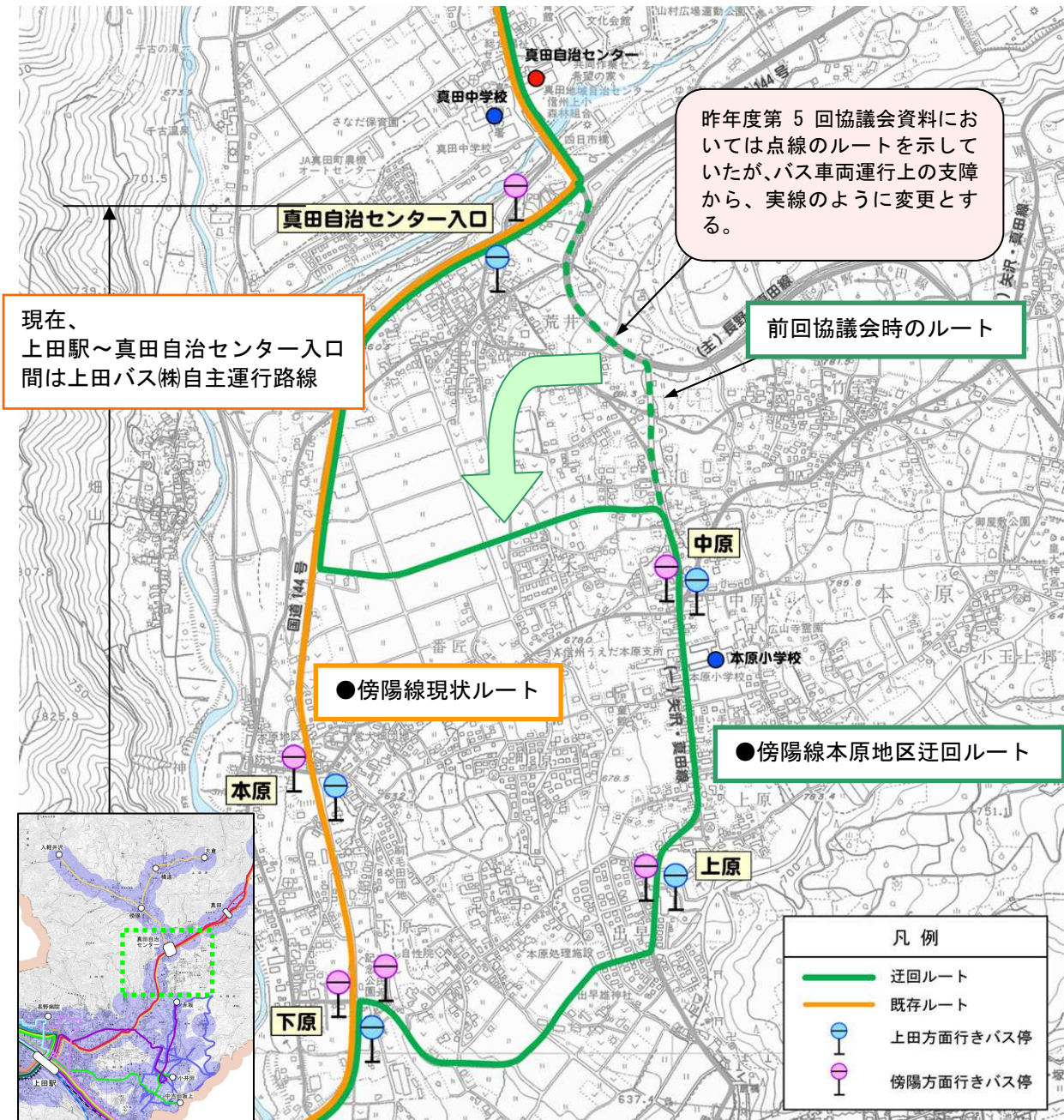
- 本原地区には傍陽線、真田線、菅平高原線が運行されているが、国道を通るルートで運行されており、国道より東側の集落は公共交通空白地域である。



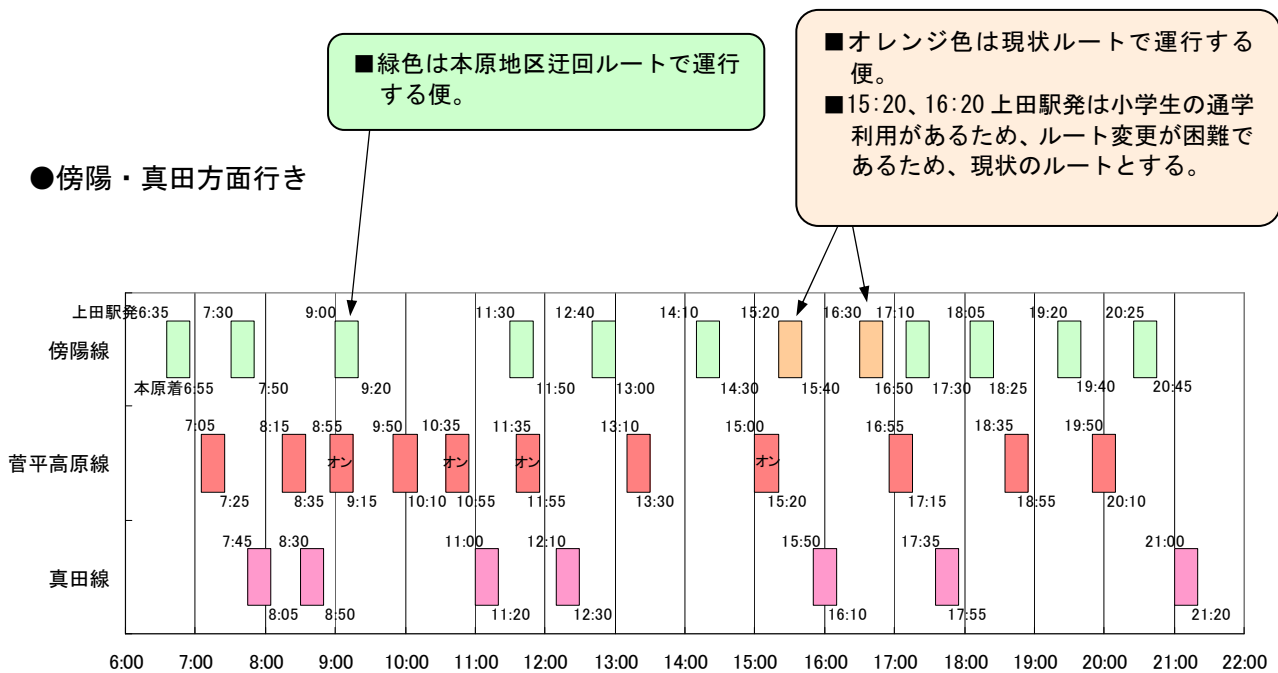
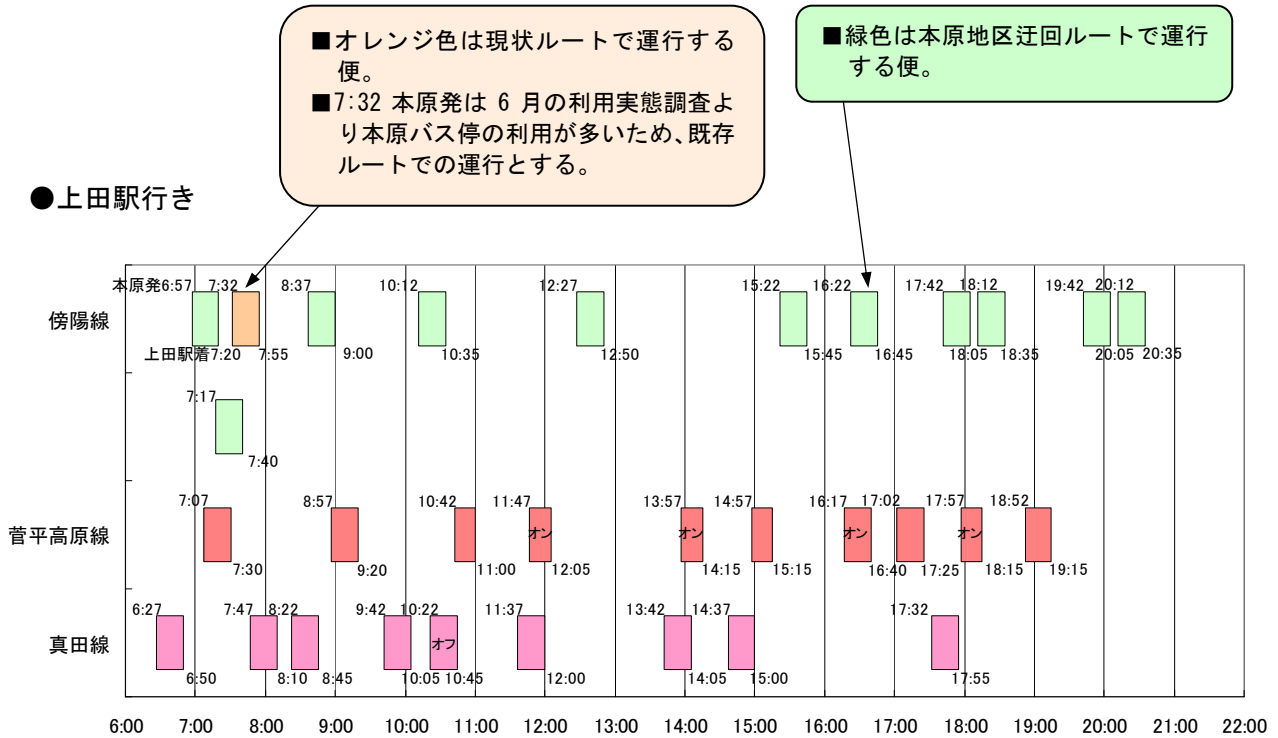
(2) 傍陽線改正案

- 《概要》
- 本原地区の公共交通空白地域を解消するため、傍陽線の一部便を本原地区へ迂回運行する。
- 《迂回本数》
- 上田駅方面 12 便中 11 便を迂回。傍陽方面 12 便中 10 便を迂回。
 - 迂回便設定に当たっては、平成 22 年 6 月 4 日（金）～6 月 10 日（木）の 6:27 本原発～8:37 本原発の便、夕方は 6 月 9 日（水）14:10 上田発～20:25 上田発、本原バス停での利用者数調査を行い、迂回に支障が無い便を迂回便として設定し、地元説明会等を経て決定した。
- 《運賃》
- 現在「真田自治センター入口～下原」は 100 円である。迂回区間も距離は異なるが、区間は同一であるため迂回区間＝100 円区間とする。
- 《バス停》
- ルート上に「中原」「上原」「下原（傍陽方面）」の各バス停を設ける。

《路線図》



《上田駅⇄本原バス停間のダイヤ》



- ※ オン：7/9～9/30、12/18～3/31 運行
- ※ オフ：4/1～6/30、10/1～12/17 運行
- ※ 菅平高原線、真田線については平成 22 年度 10 月 1 日に運行している便のみ掲載している。

3-4. 事業4. タクシー事業の活性化及びタクシーを活用した観光に資する事業

(1) 事業のあらまし

上田市内のタクシー事業は「特定地域におけるタクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業）の適正化及び活性化に関する特別措置法」の施行により今後タクシー事業の適正化・活性化の推進に取り組むこととなった。本章ではタクシー事業の適正化・活性化に取り組む目的・目標、目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項を示す。

(2) 事業の目的

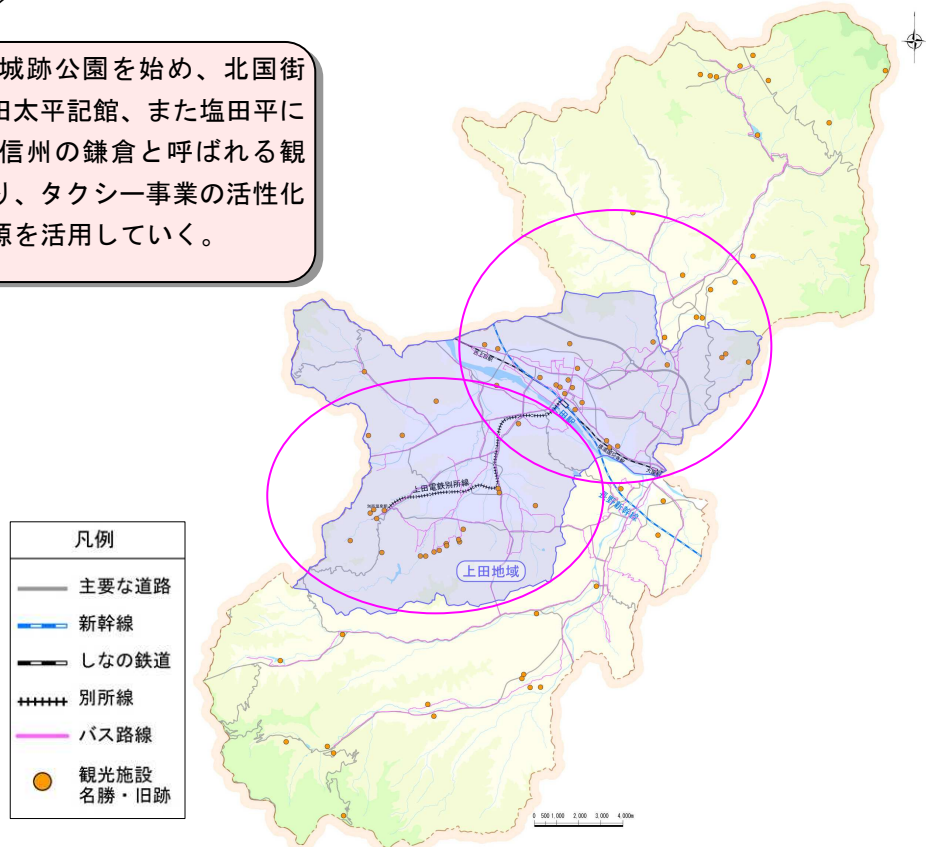
- 利用者へのサービス向上、観光施設を活用したタクシー事業と観光の連携、タクシーを活用した地域への貢献を柱にタクシー事業の活性化を目的とする。

平成 21 年 10 月 1 日に「特定地域におけるタクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業）の適正化及び活性化に関する特別措置法」（タクシー適正化・活性化特措法）が施行され、上田市 A 地域（上田地域）が特定地域として指定された。これを受け、平成 22 年 2 月 22 日に上田市 A 地域における特定地域協議会が設置され、「地域計画」を策定しタクシー事業の適正化・活性化の推進に向けて総合的・一体的に取り組むこととしている。また、この特措法において、タクシー事業は、鉄道やバス等とともに地域公共交通の一翼を担う重要な公共交通機関の一つとして位置付けられた。

そこで、上田市公共交通の一翼を担う交通機関として、連携計画に定める「慣れ親しんだ既存の運行形態を最大限に活用し、誰もが公平に利用できる利用者主体の公共交通体系の確立」に則り、利用者へのサービス向上、上田地域に数多くある観光施設を活用したタクシー事業と観光の連携、タクシーを活用した地域への貢献を柱にタクシー事業の活性化を当事業の目的とする。

＜特定地域の位置＞

上田地域には上田城跡公園を始め、北国街道、池波正太郎真田太平記館、また塩田平には別所温泉を始め信州の鎌倉と呼ばれる観光地が集積しており、タクシー事業の活性化にはこれら観光資源を活用していく。



(3) 事業の目標

特定地域におけるタクシー事業の適正化・活性化に関する特別措置法の特定地域指定に伴い、タクシー事業も鉄道・バス事業と同様、地域公共交通を形成している重要な公共交通機関としての認識をふまえ、より安全・安心な運送機関として活性化を目指す。

また、上田市の観光資源のPRに努めるとともに、二次交通として観光振興を図り、上田市におけるタクシー観光利用者の増加を目指す。

目標 1 市民の移動手段として、安全・安心に利用いただくため、全乗務員の接客研修を行い、苦情を減らす。

目標 2 JR 上田駅タクシー乗り場での利用客の満足度向上を図る。

目標 3 上田地域の観光資源（真田幸村・その十勇士）のPRにより観光振興を図る。

目標 4 乗務員の観光意識の向上を図り、タクシー観光の利用者増を図る。

タクシー観光：年間 200 組 → 目標値 年間 300 組

(4) 目標を達成するために行う事業及びその実施主体

本節には前節で定めた目標を達成するために行う事業及びその実施主体を示す。

事業No.	事業名	事業内容	実施主体
事業1	タクシー観光のための乗務員等接客レベルの向上の為の研修	<ul style="list-style-type: none"> ●上田市内のタクシー乗務員約180名を対象に、乗務員接客研修を実施し、乗務員資質の向上を図るとともに、各社配車担当者の電話応対研修により、苦情を減らす。 ●タクシーカードの設置 	長野県タクシー協会
事業2	交通結節点であるJR上田駅タクシー乗り場へのタクシーアテンダントの設置	<ul style="list-style-type: none"> ●タクシーアテンダント配置により、高齢者を含めた一般利用者へのドアサービスを行うとともに、観光利用者への観光案内・アドバイス等を行い、更には上田駅利用者の満足度向上を図る。 	長野県タクシー協会
事業3	観光振興のため真田幸村及びその十勇士を主体とした観光PR	<ul style="list-style-type: none"> ●真田幸村ブームを取り入れ、幸村及びその十勇士の画像を、上田市内のタクシー車体に貼付し、観光PRをする。また、乗務員には十勇士の解説ができるよう教育をする。 	長野県タクシー協会
事業4	タクシーによる地域貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ●AED（自動対外式除細動器）車載タクシーの配置による緊急対応への可能化。 ●防災連絡通報（火災・風水害・崖崩れ等）協力体制の確立。 	上田市 タクシー事業者

3-5. 事業5. 利用促進策

- 「バスを乗って残していくための目標と見直し基準」について昨年度策定した。今年度はこの考え方を地元住民に説明し、浸透を図っていききたい。
- 併せて、次ページに示す利用促進策の実施及び具体的検討を図る。

(1) バスを乗って残していくための目標と見直し基準の説明の徹底

<理念> 近年の人口減少と自動車への依存増加により公共交通利用者は減少を続け、公共交通維持が厳しい状況にあるが、今後も公共交通に頼らざるを得ない人の移動支援は必要であり、そのためには行政補助が必要である。しかし、昨今の厳しい経済情勢の中、行政補助額を抑えていくためには「利用者数の増加」しかない。公共交通は路線や地域により利用形態が様々である。そこで、地域の公共交通はまずは地域が守っていくことを基本理念とし、その守っていくための基準として当基準を設けることとする。

路線別利用実態の整理

過去5年程度の運行実態（運行本数等）、利用実態（利用者数）、行政負担実態（路線別行政補助額等）の基礎指標およびそれらの単位当たり指標を数値化した「路線評価表」を作成する。

- <基礎指標>**
- 沿線人口（バス利用圏人口）
 - 日運行本数
 - 年間利用者数
 - 年間行政補助額
 - 年間バス利用者の増加数（減少数）及び前年比増減率
- <単位当たり指標>**
- 1便当たり利用者数
 - 1便当たり行政補助額
 - 利用者1人当たり行政補助額
 - 市民1人当たり行政補助額
 - 沿線人口1人当たり年間利用回数

目標と見直し基準の考え方

- 目標：** 市民一人一人が少なくとも年間1回はバスに乘車することを目標とする。
- 見直し基準の概念：** 利用者の減少があり、一定の運行本数が確保され、一定の潜在需要があるにも関わらず利用者が少なく、行政補助が大きい割りに利用効率が低いと判断される路線。

要検討路線の抽出

- 【基準1】 利用促進策を講じているにも関わらず、利用者の減少が著しい路線**
- 対前年比利用者数：減少
 - 対前年比利用者減少率15%以上
- 【基準2】 一定の運行本数が確保されているにも関わらず利用者が少ない路線**
- 1路線当り運行本数：8便/日以上
 - 1便当り利用者数：3.0人/便未満
- 【基準3】 一定の潜在需要があるにも関わらず、利用者が少ない路線**
- 一定の潜在需要：10,000人以下
 - 1路線当り年間利用者数：18,000人以下
- 【基準4】 利用効率が低く行政補助が大きい路線**
- 1便当り利用者数：3.0人未満
 - 利用者1人当り行政補助額：700円以上

要検討路線：上記基準が3つ以上該当する路線

要検討路線沿線地域への説明会

「要検討路線」沿線の地区に対し、「地元説明会」を開催し、このままの状態が続くと運行を断念せざるを得ない事情を説明するとともに、残すために地域として何が出来るかを検討してもらう。

- <説明事項>**
- 該当路線の運行状況
 - 要検討路線となった事由
- <検討事項>**
- 運行継続の是非
 - 運行継続に向けての活動内容の検討または見直し案の検討

なし

地元からの運行継続意思

あり

「乗って残す」ための見直し案と利用促進策（活動）を検討

地元で運行継続の意思がある場合、運行継続に向けての見直し案と利用促進策（活動）の検討を行う。

- ルート・ダイヤ・バス停位置などの見直し
- 地元が愛着を持てる路線バスを目指し、地元住民が主体となった利用促進策（活動）の検討

見直し案による試験運行と利用促進策（活動）の実施

試験運行と取り組みの検証

試験運行による利用状況や利用促進策（活動）などの取組状況を検証。

課題あり

利用状況の改善や熱心な利用促進への取組み

良好

見直し策の継続的实施

運行断念の選択

地元より運行継続意思が無い場合、当該路線を運行取りやめの選択を検討する。

(2) 住民説明会の実施

- 公共交通の実情や循環バス運行方法の説明、傍陽線本原地区迂回実証運行の説明。
- 「バスを乗って残していくための目標と見直し基準」の内容説明。
- 地元住民における公共交通への関心度または周知度を向上させるために、継続して地元説明会を実施していく。

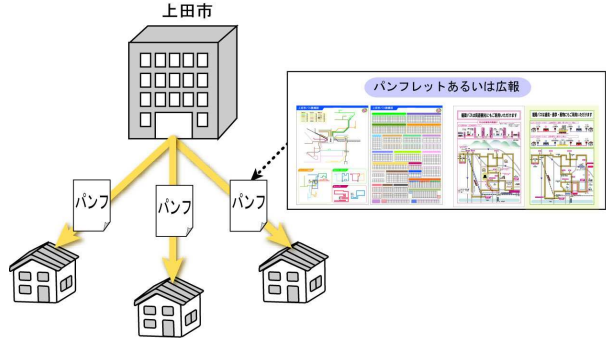
乗って残すために、地元住民と一緒に考える場を持ち、公共交通への関心度・周知度アップに繋げる。



(3) パンフレットまたは広報による周知PRの実施

- 傍陽線本原地区迂回実証運行や上田市街地循環バスの見直しなど、新たに運行を始めるものや変更するものに対して、パンフレットあるいは広報等の媒体を用いて、積極的に広報活動を実施する。

説明会と併せて、パンフレットや広報により周知PRを行う。



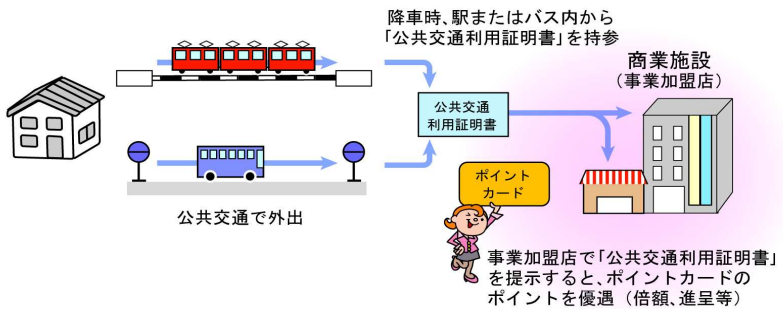
(4) 利用者へのインセンティブ施策の具体的検討

- 利用促進策の一環として、「乗りましょう」の訴えだけでなく、「乗ってもらう」ための利用者に対する付加価値を付けた企画を検討する。

《施策例》

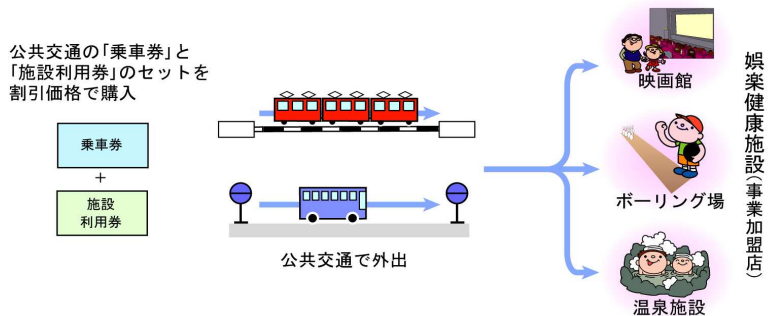
【公共交通利用でポイントカードのポイント付与】

商店街や商業施設と提携し、公共交通を利用することでポイントカードのポイントが優遇されることにより、公共交通利用の拡大につなげる。



【娯楽健康施設のクーポン券付き乗車券】

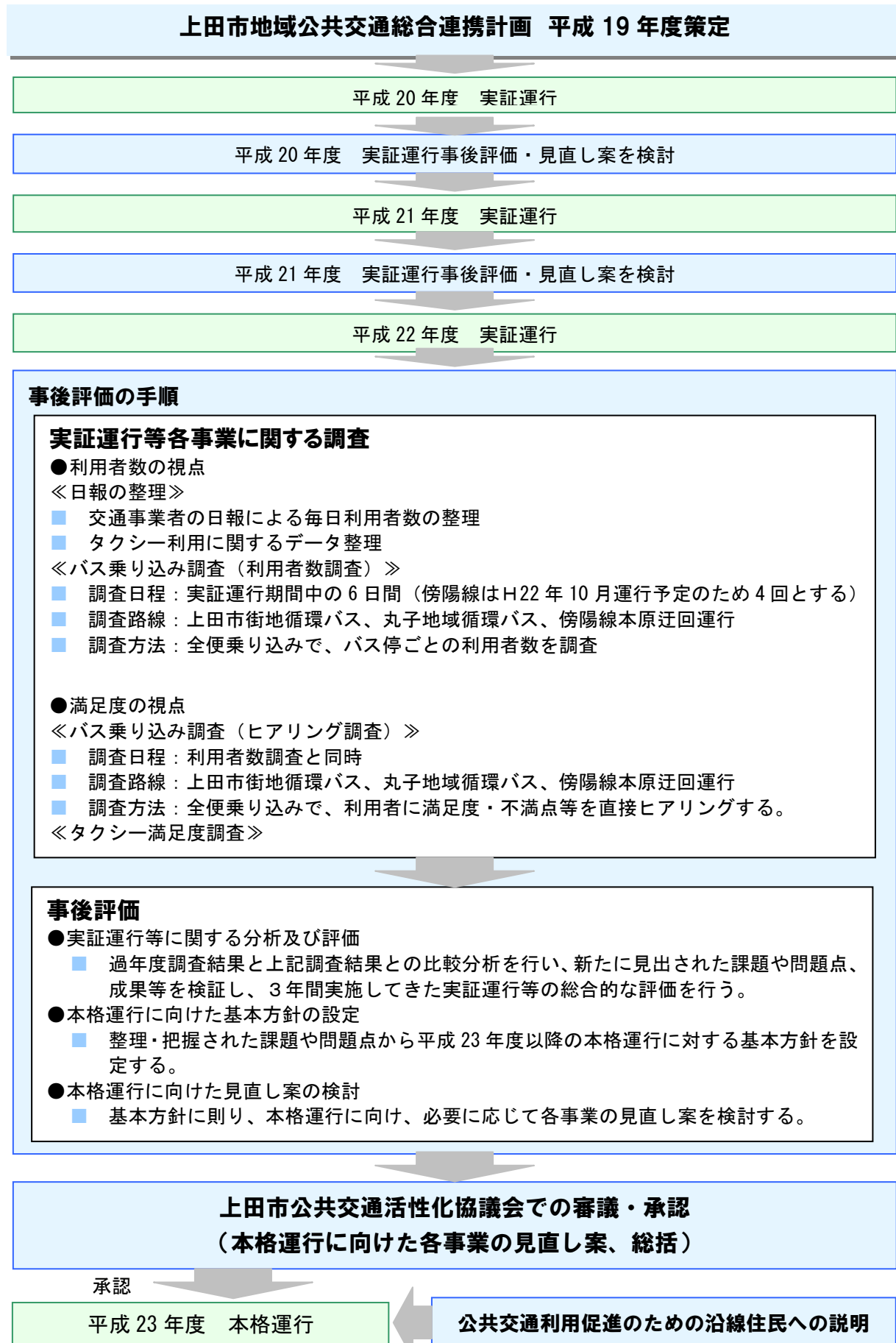
施設利用券と乗車券を割引価格でセット販売することで、公共交通利用の拡大につなげる。



4. 事後評価について

4-1. 事後評価の手順

今年度行う事業計画に対して、事後評価を実施する手順を以下に示す。



4-2. 事後評価のための調査

事後評価のための調査について、調査日時、調査方法、調査内容等を調査ごとにまとめる。

(1) バス日報の整理

《概要》

交通事業者によりまとめられている日々の利用者数などの「日報」を時系列で整理し、利用者数の動向を把握する。

(2) バス利用実態調査

《概要》

調査日全便の各バス停での利用者数把握、利用者の属性・利用動向・満足度・不満点等をヒアリングし、詳細な利用動向と利用者の声を把握する。

《調査日程》

実証運行期間中の6日間行う。

ただし、傍陽線本原地区迂回実証運行は平成22年10月からを予定しているため、4日間の調査とする。

《調査路線》

上田市街地循環バス、丸子地域循環バス、傍陽線本原迂回実証運行

《調査方法》

予め定めた調査日に運行されている対象路線の全便に乗り込み、バス停で乗り降りする人数及び利用者の性別、年代等の属性、利用頻度、各対象路線に対する意向を調査する。

《ヒアリング項目》

- | | | |
|----------------------|---------------|---------|
| ■利用者属性（性別、年代、職業、居住地） | ■バス利用目的 | ■バス利用頻度 |
| ■調査日の外出先最終目的地 | ■対象路線に対する満足度 | |
| ■対象路線に対する不満点など | ■対象路線に望むこと など | |

5. 平成 22 年度 計画事業スケジュール

		平成22年度												平成23年度				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月				
今年度実施事業	事業1 上田市街地循環バスの実証運行継続	実証運行は現行の運行方法で継続												本格運行（予定）				
	事業2 丸子地域循環バスの実証運行継続	実証運行は現行の運行方法で継続												本格運行（予定）				
	事業3 傍陽線本原地区迂回実証運行	実証運行を開始												運行検討				
	事業4 タクシー事業の活性化及びタクシーを活用した観光に資する事業	●												●				
	事業5 利用促進策 (1) 地域住民への説明会の実施	● 随時行う												●				
	(2)パンフレットまたは広報による周知PRの実施	● 企画・製作																
(3)利用者へのインセンティブ施策の検討	● 事例収集												● 具体的検討					
事後評価のための調査		● 第1回												● 第2回	● 第3回	● 第4回	● 第5回	● 第6回
事後評価書の作成		● 第3回以降の調査は傍陽線本原地区迂回実証運行を含む																
事後評価及び見直し検討	本格運行に向けた基本方針設定	●																
	本格運行に向けた見直し策の検討	●																
上田市公共交通活性化協議会		● 7月28日 第6回												● 第7回	● 第8回			